

審 議 票 (4 - 1)

令和 4 年 8 月 2 2 日

議題：個人情報ファイル簿、個人情報ファイルの目録

関係規定	現行条例		改正法	
	第 4 条		第 6 0 条、第 7 4 条、第 7 5 条	
現行・改正の比較	規定がなくなる	規定が変わる	新規	
	・個人情報ファイルの保有に係る市長への届出	—	・個人情報ファイル簿の作成及び公表	
施行条例への規定の可否	・条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない（改正法第 7 5 条第 5 項）。 ・団体内部の手続に関する規律で、個人情報の保護や情報の流通に直接影響を与えない事項については、条例に規定できると考えられる。			

〈項目と論点〉

1 個人情報ファイル簿の作成及び公表

- ① 保有等に関する事前通知に類する制度の要否
- ② 本人の数が1,000人に満たない作成・公表義務のない個人情報ファイルの取扱い
- ③ 個人情報ファイル簿に記載する事項の追加

2 個人情報ファイル目録の取扱い

- ① 個人情報ファイル簿と別に帳簿（現行の個人情報ファイルの目録等）を作成することの要否

〈考え方（案）〉

1 個人情報ファイル簿の作成及び公表 2 個人情報ファイル目録の取扱い

- ① 本市の個人情報ファイルの保有状況等を一元的に把握するとともに、個人情報ファイル簿の作成・公表に係る制度を統一的に運用するため、現行条例第 4 条の個人情報ファイルの保有に係る届出や改正法第 7 4 条の事前通知を参考に、実施機関の市長への届出義務について条例に規定したい。
- ② 個人情報ファイル簿の作成・公表について、本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイルについては、これまで作成しておらず、特段の需要も感じられないことから、作成・公表を行わない。
- ③ 現行の「個人情報ファイルの目録」については、新たに「個人情報ファイル簿」を作成・公表することにより、基本的にはその役割が個人情報ファイル簿へ移行するため、廃止したい。

まとめ（主な意見等）

〈「1 個人情報ファイル簿の作成及び公表 2 個人情報ファイル目録の取扱い」について〉

- ① 個人情報ファイルの保有に係る実施機関の市長への届出義務について条例に規定することについて異論は出なかった。
- ② 個人情報がどこに存在しているかを把握するという内部管理の意味では、公開する必要はないが、1,000 人未満の個人情報ファイルについても管理簿を作成することは意義があると考えられる。この度の法改正への対応に間に合わせる必要はないが、これからの課題として念頭に置いておくべきと考える。